

理 由 書

(西三河都市計画道路3・1・8号名豊道路ほか2路線)

1. 変更の概要

都市計画道路3・4・12号安城一色線について、交通安全性及び防災性の向上のため、一部区間の幅員を変更します。

上述の変更に伴い、3・1・8号名豊道路について、3・4・12号安城一色線との交差点の隅切部の区域を変更します。また、3・4・50号西尾安城線について、3・4・12号安城一色線との交差点部の円滑な交通処理のため、一部区間の幅員を変更します。

【3・1・8号名豊道路】

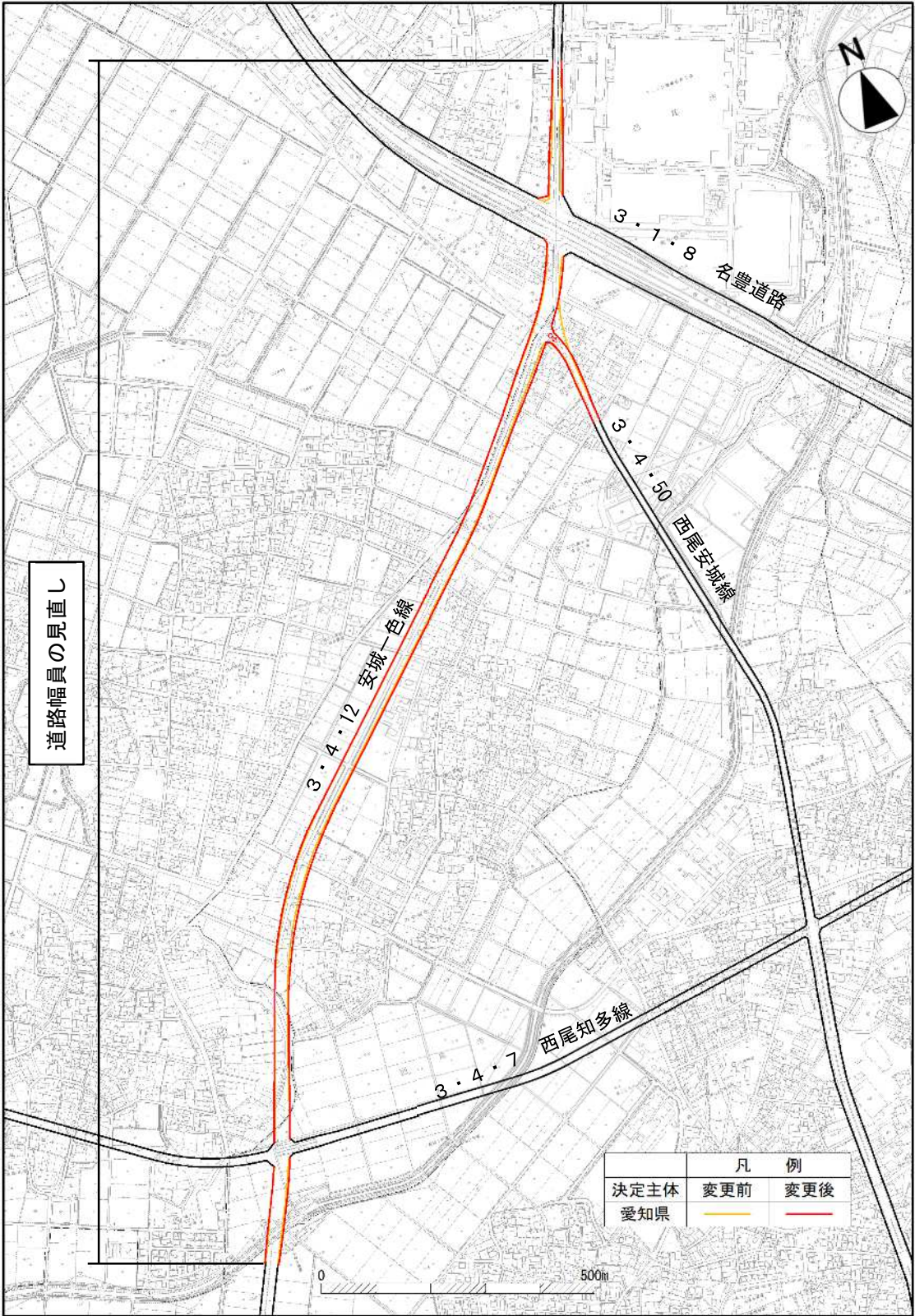
変更の延長	○約50m
変更内容	○一部区間の区域を変更する。(隅切部)

【3・4・12号安城一色線】

変更の延長	○約2,300m		
変更内容	○一部区間の幅員を変更する。		
		新	旧
	一般部幅員	25.75m	23.00m
	交差点部幅員 (安城西尾インター交 差点北側)	26.00m	19.00m
	交差点部幅員 (安城西尾インター交 差点南側、南中根北 交差点)	31.75m	26.00m
交差点部幅員 (安城西尾インター交 差点、南中根北交差 点以外)	28.75m	26.00m	

【3・4・50号西尾安城線】

変更の延長	○約180m		
変更内容	○一部区間の幅員を変更する。		
		新	旧
	一般部幅員	12.50m	12.00m
交差点部幅員 (南中根北交差点)	15.50m	12.00m	



道路幅員の見直し

凡 例		
決定主体	変更前	変更後
愛知県	—	—

0 500m

2. 都市計画変更の理由とその内容

(1) 都市計画変更の理由

都市計画道路3・4・12号安城一色線は、昭和25年に安城市と西尾市一色町を結ぶ路線として都市計画決定され、その後、線形の変更等を経て、現在に至っており、安城市の中心市街地と西尾市の中心市街地及び一色漁港を結ぶ主要な幹線道路です。

都市計画道路3・1・8号名豊道路は、昭和49年に刈谷市と額田郡幸田町を結ぶ路線として都市計画決定され、その後、幅員の変更等を経て、現在に至っております。

また、都市計画道路3・4・50号西尾安城線は、昭和25年に西尾市菱池町と西尾市南中根町を結ぶ路線として都市計画決定され、その後、幅員の変更等を経て、現在に至っております。

安城一色線は、自動車産業を中心とする産業集積地である西三河地域を南北に貫く幹線道路で、災害時における緊急物資の輸送等において西三河地域の重要な南北軸を担います。今回、交通安全の観点から、歩行者と自転車を分離することを目的に自転車通行空間を確保するとともに、防災上の観点から、電線共同溝の地上機を設置するための路上施設帯を確保するため、一部区間で幅員の変更を行います。

この安城一色線の都市計画変更に伴い、都市計画道路3・1・8号名豊道路との交差点の隅切部の区域を一部変更します。また、3・4・50号西尾安城線について、3・4・12号安城一色線との交差点部の円滑な交通処理のため右折帯を確保すること等から、一部区間の幅員を変更します。

(2) 上位計画との整合

「西三河都市計画区域マスタープラン（2019年3月）」において、都市づくりの基本方向の一つである力強い愛知を支えるさらなる産業集積の推進では「経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、自動車産業をはじめとするモノづくり産業を支える広域幹線道路網の充実や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進します。」と目標を設定しており、安城一色線は、概ね令和12年（2030年）までに整備を予定する主要な施設として定めています。

また、「西尾市都市計画マスタープラン（2023年4月）」においては、西尾・米津地区のまちづくり方針として、「ワクワクするような西尾の顔づくり」を将来像とし、都市間移動を支える広域幹線道路として、都市計画道路3・4・12号安城一色線の整備を促進するとしています。

また、「第三次安城市都市計画マスタープラン（2024年4月）」において

は、安城南西部地域の「都市の骨格をつくる方針」として、「都市機能が集積する市街地や本市を支える工業地への移動に対する利便性や集落等の生活環境を保全する都市基盤の形成を図ります。」としています。

(3) 都市計画変更の内容

【3・4・12号安城一色線】

現計画、自転車歩行者道 $W=3.5\text{m}$ を、歩道 $W=3.25\text{m}$ と自転車通行帯 $W=1.5\text{m}$ に構成及び幅員を見直します。また、歩道幅員内において、本路線の防災性の向上のため、電線共同溝の地上機器を設置するための施設帯を確保します。

・基本諸元

① 将来交通量・設計速度・車線数

●自動車交通量

名豊道路以南区間の計画交通量は、約 36,800 台/日です。

計画道路周辺の市街化状況及び計画交通量から、道路区分は第3種2級の設計速度は 60km/h としています。

車線数については、計画交通量により4車線とします。

●歩道等

歩行者と自転車の通行形態は、歩道及び自転車通行帯とします。

② 幅員構成

道路構造令により、以下の通り、幅員を決定します。

●車道部

○車道・・・ 3.25m とします。交差点部の右折帯は 3.00m とします。

○自転車通行帯・・・ 1.50m とします。

○左側路肩・・・ 0.75m とします。

●中央帯

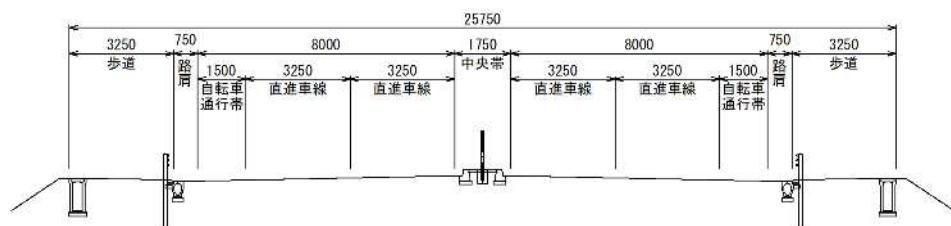
○中央帯・・・ 1.75m とします。

●歩道部

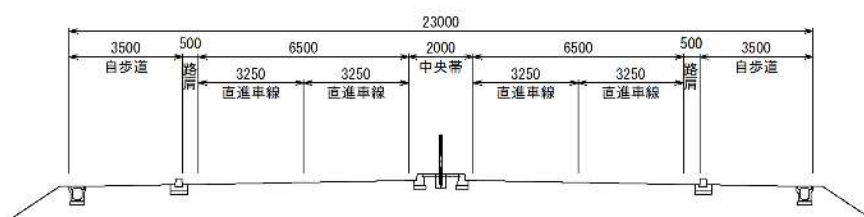
○歩道・・・ 3.25m (路上施設帯 1.25m を含む) とします。

・一般部

(変更後) 幅員 W=25.75m

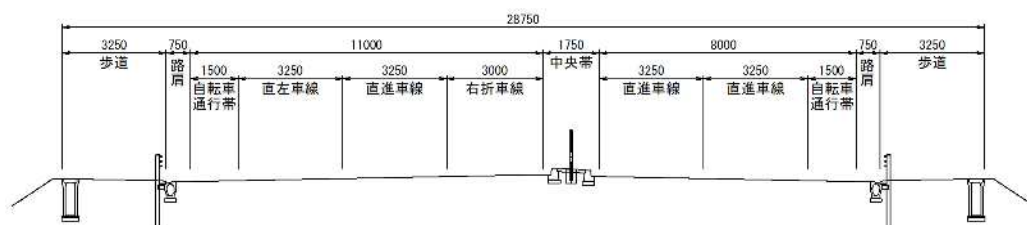


(変更前) 幅員 W=23.00m

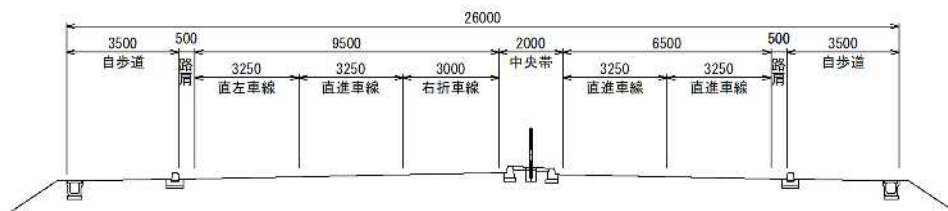


・交差点部 (安城西尾インター交差点 (3・4・8号名豊道路との交差点)、南中根北交差点以外 (3・4・50号西尾安城線との交差点))

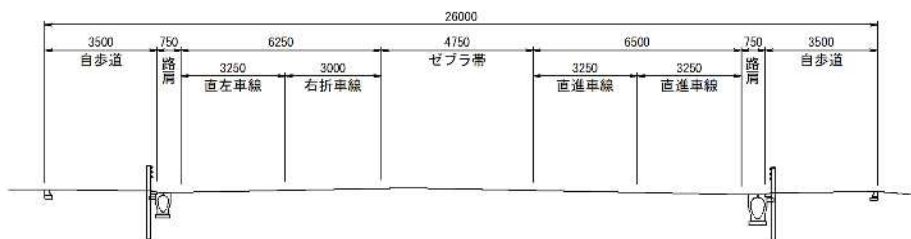
(変更後) 幅員 W=28.75m



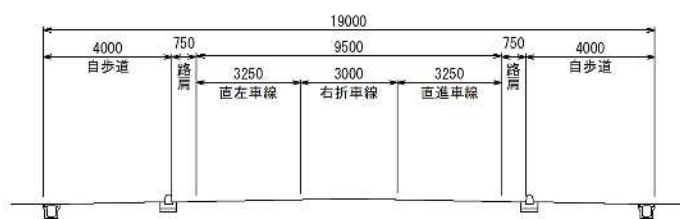
(変更前) 幅員 W=26.00m



- ・交差点部（安城西尾インター交差点（3・4・8号名豊道路との交差点）北側）
（変更後）幅員 W=26.00m

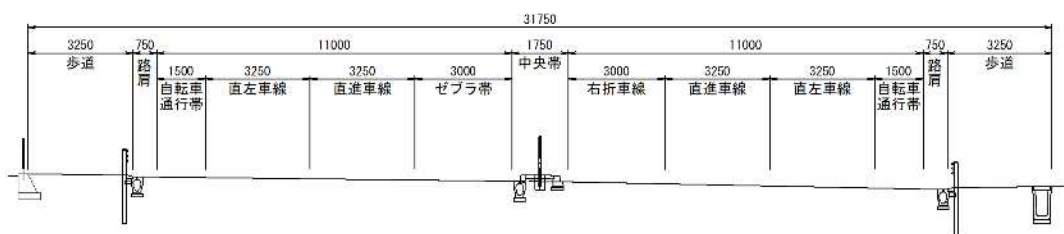


（変更前）幅員 W=19.00m

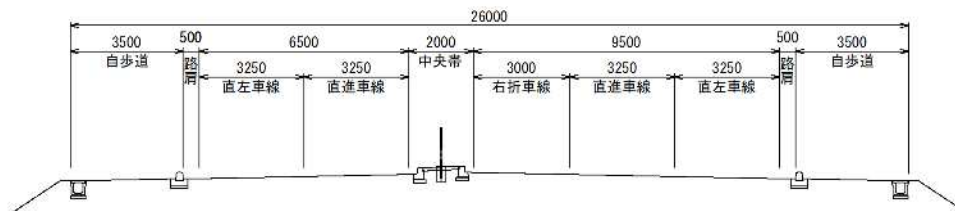


- ・交差点部（安城西尾インター交差点（3・4・8号名豊道路との交差点）南側及び南中根北交差点（3・4・50号西尾安城線との交差点））

（変更後）幅員 W=31.75m



（変更前）幅員 W=26.00m



【3・1・8号名豊道路】

3・4・12号安城一色線の変更に伴い、交差点部の隅切の区域を一部拡幅する。

【3・4・50号西尾安城線】

3・4・12号安城一色線の幅員との交差点部の円滑な交通処理のため右折帯を確保すること等から、一部区間の幅員を変更します。

・基本諸元

① 将来交通量・設計速度・車線数

●自動車交通量

当該区間の計画交通量は、約7,600台/日です。

計画道路周辺の市街化状況及び計画交通量から、道路区分は第3種2級の設計速度は60km/hとしています。

車線数については、計画交通量により2車線とします。

② 幅員構成

道路構造令により、以下の通り、幅員を決定します。

●車道部

○車道・・・3.25mとします。交差点部の右折帯は3.00mとします。

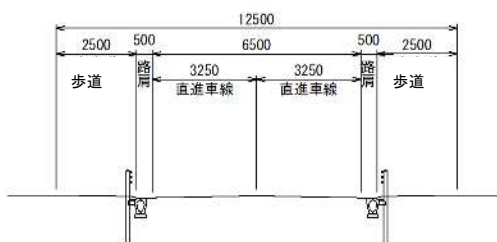
○左側路肩・・・0.50mとします。

●歩道部

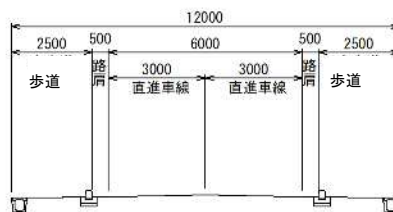
○歩道・・・2.50m（路上施設帯0.5mを含む）とします。

・一般部

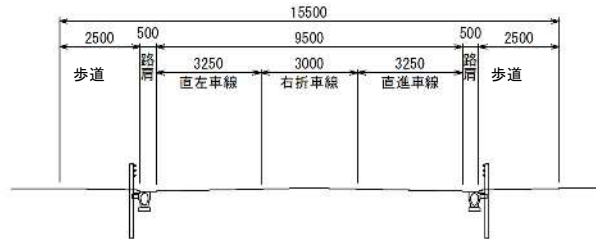
(変更後) 幅員 $W=12.50m$



(変更前) 幅員 $W=12.00m$



- ・ 交差点部（南中根北交差点）
（変更後）幅員 W=15.50m



- （変更前）幅員 W=12.00m

